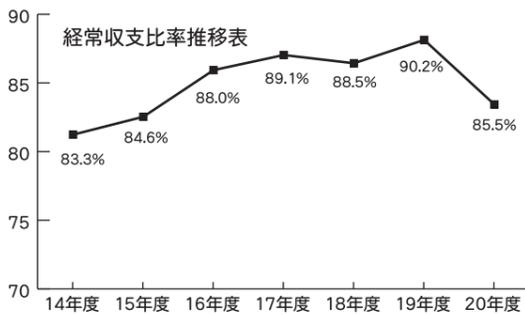


## 経常収支比率

平成20年度決算では町税や普通交付税などの経常一般財源収入は36億3,308万円、経常一般財源支出は31億636万円となり、経常収支比率は85.5%（収入に臨時財政対策債・減税補てん債を除いた事実上の収支比率は89.5%）となります。経常収支比率を前年と比較すると4.7%の減となりました。

この状況を家計に置き換えると、給料や事業収入で得た家計収入のうち、家のローン、教育費、光熱水費など既に決まっている支出が約9割あり、残りの1割が手元に残るということとなります。



### 経常収支比率

16年度	88.0
17年度	89.1
18年度	88.5
19年度	90.2
20年度	85.5

20年度管内平均	90.0
" 全道町村平均	86.7

財政構造上の弾力性を判断する指標として用いられ、通常75%におさまることが妥当と考えられており、数値が高いほど財政が硬直化していることとなります。

## 実質公債費比率

平成17年度決算から新たに取り入れられた町の会計全般における借金の返済額を示す指標で、3カ年平均の値が、18%を超えると、地方債を借り入れる際に許可団体となり、更に25%を超えると、一部の地方債の許可に制約を受けることとなります。

公債費（借金返済額）は18年度をピークに下がっていきませんが、ここ数年間は高い水準で推移すると見込まれています。

### 実質公債費比率

17年度	17.1
18年度	18.5
19年度	19.4
20年度	19.9
20年度管内平均	19.6
" 全道町村平均	17.5

## 将来負担比率

平成19年度決算から新たに取り入れられた指標で、町が抱える実質的な借金の残高が、後年次にどれだけ負担となるかを示すものです。

350%を超えると財政の早期健全化団体に指定され、様々な対策による改善が求められます。基準を大きく下回る数値となりましたが、健全数値とは言えません。借金の新規借入を抑制する必要があります。

### 将来負担比率

19年度	137.4
20年度	103.7
20年度管内平均	107.9
" 全道町村平均	92.5

### 基金残高と地方債残高

#### 基金残高

平成20年度決算における一般会計の基金残高は12億9,918万円。平成19年度の決算残高と比べて、1,579万円減少しました。安定的な歳入が見込まれない中においては、現在高の維持に努めなければなりません。

#### 地方債残高

平成20年度決算における一般会計地方債（元金）残高は84億3,786万円。平成19年度の決算残高と比べて、6億2,363万円減少しましたが、新冠町の財政規模からみて、適正な額とは言えません。残高のピークは平成14年度に、償還費のピークは平成18年度に迎え、今後は徐々に減少する見込みとなっております。

## 財務課からのお知らせ

# 確定申告が始まります

2月15日～3月15日

今年も『所得税・町民税・道民税』の申告相談を下記の日程表のとおり行います。

平成21年1月から12月までの所得と税金を申告するもので、申告期間は2月15日から3月15日までです。申告に必要な書類を早め準備し、正しい申告をしましょう。

### 申告をしないとこんな不利益が…

#### ① 所得証明書等が発行できません

児童手当の受給、公営住宅や金融公庫の申込に必要な証明書は申告をしなければ発行できません。

#### ② 減税措置が受けられません

国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減は、申告のない場合には受けられません。また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や国民年金の免除申請ができない等の不利益があります。

#### ③ 税金が戻る場合もあります

病気やけがなどで多額の医療費を支払ったり、住宅ローン等を利用して住宅を新築・増築して入居した方及びその住宅の敷地を購入された方、または年の中途中で退職した方が申告すると、事業所等で源泉徴収された税金が戻る場合があります。

### 申告に必要なもの

- ▷ 印鑑・源泉徴収票（給与所得者・年金受給者）
- ▷ 申告に必要な帳簿書類（1年間の収支がわかるもの）
- ▷ 各種控除を受ける方は、証明書・領収書が必要です
  - 生命・損害・地震保険料、任意継続の社会保険料、雑損など（領収書か証明書）
    - ※ 損害保険料は、平成18年末までに契約した長期損害保険料に限る
  - 医療費控除（平成21年中の支払額が分かる領収書か証明書）
  - 住宅借入金等特別控除（借入金年末残高証明書、登記簿謄本、請負・売買契約書、本人の住民票、源泉徴収票など）
  - 国民年金の支払額証明書又は領収書（必ず原本を持参して下さい）
  - ◆ 預貯金の口座番号を控えて下さい。（還付や振替手続き等に必要になります）

### 申告相談日程表（土曜・日曜日は除きます）

月日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月16日	火	美宇・新和・太陽・里平	新和生活館	9:30～14:00
		東川・共栄	東川生活センター	
		新栄・泉・若園	新栄生活センター	
		朝日・緑丘・古岸	緑丘生活センター	
17日	水	節婦町・大狩部	節婦生活館	9:30～16:00
18日	木	本町	本町多目的交流センター	10:00～15:00
19日	金	大富・万世・明和	万世生活センター	9:30～14:00
22日	月	中央町・北星町	役場庁舎 101会議室	9:00～16:00
23日	火			
24日	水			
25日	木			
26日	金	東町・東泊津・西泊津・高江		
3月	1日	上記会場に 来られなかった方	役場庁舎 101会議室	9:00～16:00
	2日			
	3日			
	4日			
	5日			
	8日			
	9日			
	10日			
	11日			
	12日			
15日				